

毎月11日は「南三陸町安全・安心の日」

～3月11日は「鎮魂・伝承の日」です～

県条例において「みやぎ鎮魂の日」とも定められています。鎮魂とともに、東日本大震災の教訓を未来へ伝承していきましょう。

東日本大震災の被害状況（令和5年1月末日現在）についてお知らせします。昭和35年5月24日のチリ地震津波をはじめとした過去の各種災害の経験から、毎年防災訓練を実施するなど災害に強いまちづくりを進めてきた当町においても、東日本大震災では多くの尊い人命、財産を一瞬にして失い、甚大な被害を受けました。

☎ 総務課 危機対策係 ☎46-1376

人的被害	
●死者 620人	[直接死600人(うち町民551人、町外48人、不明1人)、間接死20人]
●行方不明者 211人(うち町民210人)	
建物(住家)被害	
●全壊 3,143戸	(平成23年2月末日現在の住民基本台帳世帯数の58.62%)
●半壊、大規模半壊 178戸	(平成23年2月末日現在の住民基本台帳世帯数の3.32%)
●半壊以上の計 3,321戸	(平成23年2月末日現在の住民基本台帳世帯数の61.94%)
※上記数値は、町が整理し県に毎月報告している数値です。	

新型コロナワクチン集団接種について

新型コロナワクチン集団接種は3月で終了となります。接種をまだ受けていない人で、希望する人は早めに受けましょう。

※接種期間は、法令で令和5年3月31日までと定められていますが、法改正により変わる可能性があります。

①オミクロン株対応ワクチン接種

対象者：2回目のワクチン接種が終了している12歳以上の人で、前回の接種から3カ月が経過しており、これまでにオミクロン株対応ワクチンを接種していない人

※町では、9月29日の集団接種よりオミクロン株対応ワクチンを使用しています。

接種回数：1回

日程	受付時間		接種会場	使用ワクチン
	18歳以上の人	12～17歳の人		
3月22日(水)	午後1時30分～45分	午後3時45分～55分	総合ケアセンター南三陸	ファイザー社オミクロン株対応ワクチン

②5歳から11歳(小児)の3回目ワクチン接種

対象者：2回目のワクチン接種が終了し、5カ月が経過した人

日程	受付時間	接種会場	使用ワクチン
3月22日(水)	午後3時30分～45分	総合ケアセンター南三陸	ファイザー社5～11歳用(小児)ワクチン

☎ 保健福祉課 健康増進係 ☎46-5113

野焼きは法律で禁止されています!

野焼きとは、適法な焼却施設以外でごみを燃やすことおよび家庭ごみ、剪定枝などを野外で焼却することです。そのまま積み上げて燃やしたり、穴を掘って燃やしたり、ドラム缶などの簡易な構造の焼却炉の使用も原則禁止です。

野焼きは一部の例外を除き「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2」で禁止されており、違反した場合には5年以下の懲役、1,000万円以下(法人は3億円以下)の罰金または両方が科せられます。

☎ 環境対策課 ☎46-5528

令和5年度 南三陸町育英資金貸付のお知らせ

【貸付内容】

■貸付金額

- ①大学・大学院など(専門学校を含む)に在学または入学見込みの人
 - ・月額44,000円以内
 - ・入学時貸付金500,000円以内
- ②高等学校に在学または入学見込みの人
 - ・学校所在地が町内の場合：月額10,000円以内
 - ・学校所在地が町外の場合：月額15,000円以内

■貸付条件

- 貸付利子…無利子
- 貸付期間…5年以内(修業年限)
- 返還期間…貸付終了の翌年4月から10年以内

※貸付者は若干名で、貸付決定者には本人宛てに通知します。

※貸付者は選考委員会において決定します。
※貸付対象の要件を満たさない場合は、貸付ができない場合もあります。

※他の奨学金との併用はできません。

【提出期限】 3月15日(水)

【提出書類】

- 1 育英資金貸付申請書・育英資金奨学生推薦書(教育委員会事務局学務係にて配布しています。)
- 2 住民票(世帯全員)
- 3 令和4年分の世帯全員の所得を証明する書類(源泉徴収票、確定申告書の写しなど)
- 4 町税の滞納がないことの証明書
- 5 在学証明書または入学予定を証明する書類の写し(新たに入学する場合は合格通知書などの写し)
- 6 その他教育委員会が必要と認める書類

【提出先】

教育委員会事務局学務係(本庁舎1階)へ持参してください。

☎ 教育委員会事務局学務係 ☎46-2604

看護・介護学生等修学資金貸付

町では、看護師などの資格を取得するため、学校または養成所に在学する人に対し、修学資金を貸し付けます。

●貸付対象者

次の資格を取得するための学校または養成所に在学する人(入学予定者含む。)で、**修学後、将来町内において保健・医療・福祉の仕事に従事しようとする意思のある人。**

【資格名】看護師、保健師、介護福祉士、(その他保健・医療または福祉に関する資格などのうち、町長が特に必要と認めるもの。)

●貸付金額

月額75,000円以内

●貸付条件

- ・貸付利子 無利子
- ・貸付期間 5年以内(修学年限)
- ・償還期間 貸付終了の翌年4月から10年以内

●申込方法

必要書類を保健福祉課まで提出してください(郵送または持参)。申請書は、保健福祉課および歌津総合支所に備え付けているほか、ホームページからダウンロードできます。

●申込期間

3月1日(水)～15日(水)

●問い合わせ

保健福祉課社会福祉係 ☎46-2601